

心身に障がいをお持ちの方へ 自動車税減免申請の出張窓口開設のお知らせ

茨城県では、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている方のために使用する自動車で、障がい等級が一定の要件を満たし、障がい者の方ご本人もしくは障がい者の方と生計を一にする方が所有する自動車について、申請により自動車税および自動車取得税を減免する制度を設けています。

減免申請は常陸太田県税事務所で年間を通じて受け付けていますが、下記の日程で市役所に自動車税減免申請の受付窓口を設置しますので、ご利用ください。新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、開設を見送らせていただく場合がありますので、ご了承ください。

なお、今回の窓口では軽自動車税の減免は受け付けできません。

※新車、中古車新規登録に係る減免や自動車取得税の減免については、登録日から30日以内に管轄の水戸県税事務所自動車税分室でお願いします。

○日時

令和5年2月21日(火) 10:00～16:00(12:00～13:00を除く)

○場所

市役所社会福祉課相談室

○必要な書類

減免の要件により手続きに必要な書類が異なりますので、事前に常陸太田県税事務所までお問い合わせください。

問 常陸太田県税事務所 ☎0294-80-3314 FAX 0294-80-3318

税務署からの重要なお知らせ

【マイナンバーカードを使って自宅からスマホで確定申告！】

確定申告は、ご自宅からのマイナンバーカードを利用したe-Tax・スマホ申告が便利です。

マイナンバーカードとスマホ(マイナンバーカード読取対応)があれば、多くの方が来場される確定申告会場に出向くことなく、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用して確定申告を行うことができますので、ぜひご利用ください。

(メリットいっぱい！マイナンバーカード方式)

○休日でも24時間、ご自宅から申告ができます。

○還付申告の場合、e-Taxなら早期還付されます。

○マイナポータル連携により、一部の所得控除等が自動入力されます！

令和4年分からは、新たに1年間分の医療費の情報、公的年金等の源泉徴収票、国民年金保険料が自動入力の対象になります。

○令和4年分からは、申告の際に必要なマイナンバーカードの読み取り回数が1回になります(過去にマイナンバーカード方式で申告をされた方が対象です)。

○スマホ申告は、専用画面を用意しています。

令和4年分からは、青色申告決算書・収支内訳書の作成がスマホ専用画面で可能になります！

≪動画で見る確定申告≫



動画で見る確定申告



≪確定申告書等作成コーナー≫



確定申告



≪マイナポータル連携≫



マイナポータル



問 太田税務署 ☎0294-72-2171(代表) 自動音声案内：1

※令和5年1月4日からの自動音声案内：0